

事務局試案

第二 少年の刑事事件に関する処分の規定の見直し

一 少年法第五十一条第二項の規定により無期刑をもって処断すべきときに有期の懲役又は禁錮を科す場合における刑は、十年以上二十年以下の範囲内において言い渡すこととする。この場合において、言い渡した有期の刑の仮釈放の要件について「三年」が経過したときから「その刑の三分の一」が経過したときに改めること。

二 少年に対して、有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、処断すべき刑の範囲内において、長期を定めるとともに、長期から五年を減じた期間（長期が十年を超えるときは、長期の二分の一）を下回らない範囲内において短期を定めて、これを言い渡すこととする。この場合において、長期は十五年、短期は十年を超えることはできないこととする。

三 二の短期については、二にかかわらず、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、処断すべき刑の短期の二分の一及び二の期間を下回らない範囲内において、これを定めることができることとする。